

令和4年2月19日まで

長期優良住宅の認定申請手数料

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（長期優良住宅法第5条第1項から第3項）

住宅の種類		A	B	C	
		登録住宅性能 評価機関が作 成した適合証 がある場合 (単位：円)	登録住宅性能 評価機関が作 成した設計住 宅性能評価書 がある場合 (単位：円)	適合証又は 設計住宅性 能評価書が ない場合 (単位：円)	
新 築 の 場 合	一戸建ての住宅	6,000	23,000	57,000	
	1戸建 ての住 宅以外 の場合	500㎡以内のもの	13,000	72,000	127,000
		500㎡を超え1,000㎡以内のもの	24,000	112,000	200,000
		1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	35,000	207,000	389,000
		2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	65,000	350,000	692,000
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	112,000	535,000	1,185,000
		10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	185,000	969,000	2,187,000
		20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	228,000	1,321,000	3,123,000
30,000㎡を超えるもの	243,000	1,597,000	3,824,000		
増 築 又 は 改 築 の 場 合	一戸建ての住宅	10,000	—	85,000	
	1戸建 ての住 宅以外 の場合	500㎡以内のもの	21,000	—	194,000
		500㎡を超え1,000㎡以内のもの	37,000	—	306,000
		1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	54,000	—	599,000
		2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	101,000	—	1,068,000
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	174,000	—	1,832,000
		10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	287,000	—	3,384,000
		20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	353,000	—	4,832,000
30,000㎡を超えるもの	377,000	—	5,919,000		

注1 長期優良住宅法第6条第2項に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出された場合は、手数料条例で定める確認申請の審査手数料を上記表の額に加算します。

注2 共同住宅等は手数料額を申請戸数で除した額が1戸あたりの申請手数料となり、100円未満は切り捨てとなります。

2 長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第1項）

住宅の種類、変更後の面積に応じ、**上記表の認定手数料に1/2を乗じた額**

注3 長期優良住宅法第8条第2項により準用する長期優良住宅法第6条第2項に基づき、当該計画変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出された場合は、注1と同様に手数料条例で定める確認申請の審査手数料を上記の額に加算します。

3 譲渡人の決定に伴う変更認定の申請手数料（長期優良住宅法第9条第1項）

住宅の種類、面積に関わりなく 2,200円

4 地位継承の承認の申請手数料（長期優良住宅法第10条）

住宅の種類、面積に関わりなく 2,200円

問合せ先

狭山市 都市建設部 建築審査課 建築審査担当